

# スポーツ少年団指導者資格の 取扱いについて (取得・手続き方法)

公益財団法人北海道スポーツ協会  
北海道スポーツ少年団

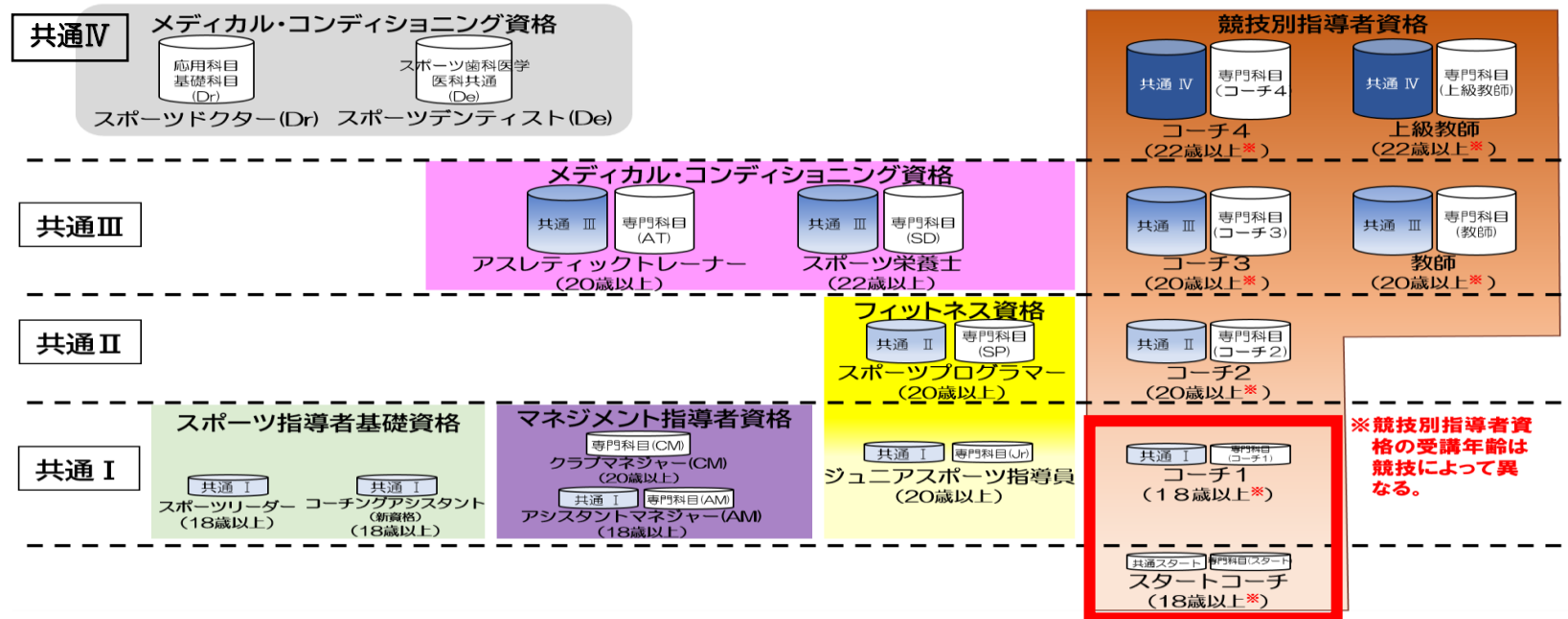
※1

# JSPO 公認スポーツ指導者の資格

※1 JSPO：公益財団法人日本スポーツ協会（Japan Sport Association）

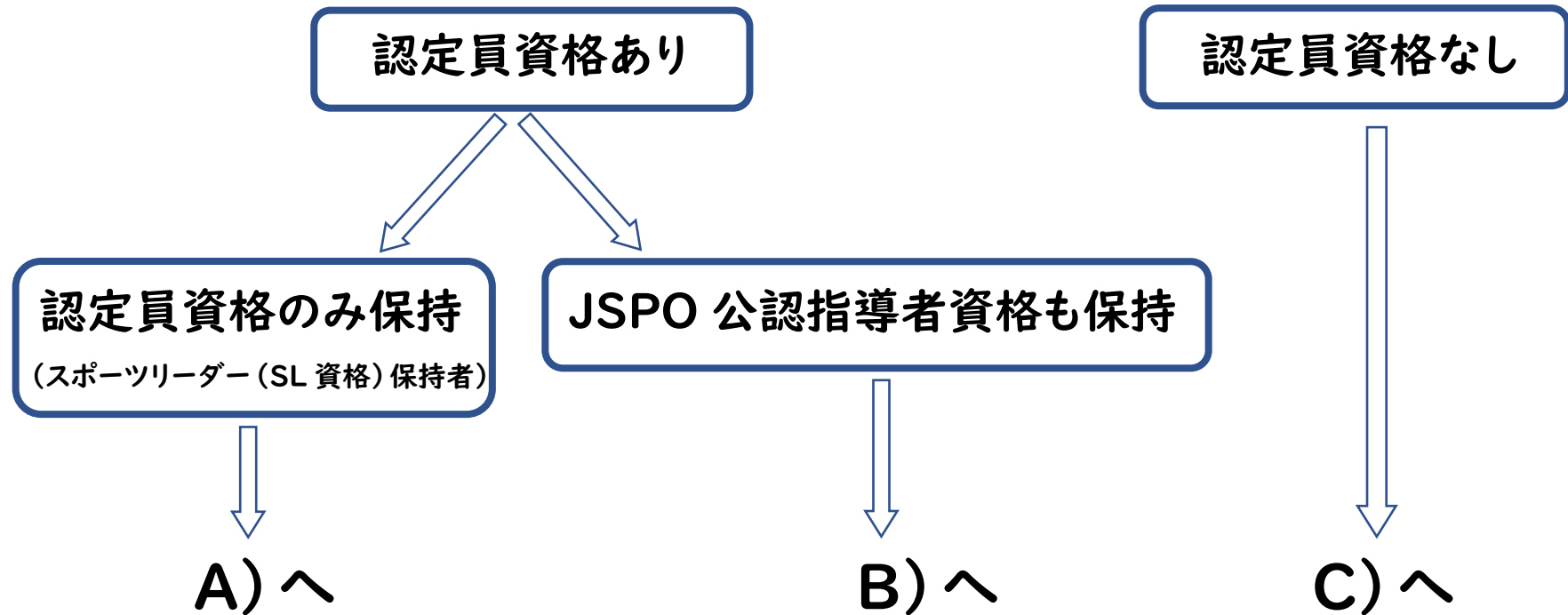
少年団では、認定員から代わるスタートコーチ（スポーツ少年団）の養成を行います。

旧認定員の資格保持者はコーチングアシスタント（コーチI）へ移行します。



# 指導者登録の手続きの方法

令和元(2019)年度時点で...



## A) 認定員資格のみお持ちの方

少年団認定員から JSPO 公認指導者資格【コーチングアシスタント】への移行手続きが必要です。

■移行申請：令和5年11月30日まで

■移行方法：「指導者マイページ」を作成 PC やスマートフォン等でアクセスする

① PC やスマホから「指導者マイページ」で検索



② <https://my.japan-sports.or.jp/login>



■移行手続に必要なもの：どちらか1つご準備ください。

- ・スポーツ少年団認定証
- ・少年団登録システムの氏名と認定員番号が記載された画面画像

※「スポーツ少年団認定証」は再発行できます。

(再発行手数料:1,000円)

「指導者マイページ」の作成・移行申請方法についてはこちら ↓

[https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/syonendan/2021/ca\\_ikoumanual.pdf](https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/syonendan/2021/ca_ikoumanual.pdf)

■登録の時期：5月31日迄に申請 ⇒ 10月1日から登録開始

⇒※7月下旬頃【資格手続き案内】がJSPOより送付

11月30日迄に申請 ⇒ 4月1日から登録開始

⇒※1月下旬頃【資格手続き案内】がJSPOより送付

■登録料：JSPO 公認コーチングアシスタント(コーチ I)登録料として  
13,300円をJSPOへ納入します。

①資格登録料・・・10,000円/4年間

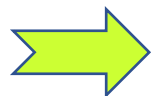
②初期登録手数料・・・3,300円

毎年4月から開始されるスポーツ少年団登録については、引き続き  
単位団登録料の納入が必要です。

## **B)** 認定員資格および JSPO 公認指導者資格保持者

### ■移行手続き：不要

少年団認定員および JSPO 公認指導者資格を保持している方は、  
【コーチングアシスタント】への移行手続きは不要です。



【JSPO 公認指導者システム】と【少年団登録システム】を相互に関連付け、  
自動的に資格管理を行います。

**注意:** 2つのシステムで、氏名(フリガナ・漢字)、生年月日、登録番号等  
により突合作業を行ないます。

【少年団登録システム】入力作業の際は、JSPO 公認指導者登録時  
の情報を誤りのないよう入力してください。

■登録料：なし

すでに JSPO 公認指導者資格 を保持しているため登録料はかかりません。

毎年4月から開始されるスポーツ少年団登録については、引き続き  
単位団登録料の納入が必要です。



## C) 認定員資格をお持ちでない方

これまでの「認定員」に代わる資格として、JSPO 公認スタートコーチ  
(スポーツ少年団) 養成講習会を受講していただきます。

■基本日程：1日・集合講習

「スポーツ少年団の理念・意義」や、「グループディス  
カッション」などのカリキュラムを行なう

■開催回数：道内で年間5回～6回

■参加資格：受講年の4月時点で18歳以上

■申込方法：【指導者マイページ】

<https://my.japan-sports.or.jp/login>



■登録の時期：10月1日から登録開始

⇒※7月下旬頃【資格手続き案内】がJSPOより送付

■登録料：JSPO 公認スタートコーチ(スポーツ少年団)登録料として13,300円をJSPOへ納入します。

①資格登録料・・・10,000円/4年間

②初期登録手数料・・・3,300円

※JSPO 公認指導者資格保持者は②初期登録手数料のみかかります。

■その他：平成30(2018)年度で認定員資格を失効された方の、資格の復活はできません。

毎年4月から開始されるスポーツ少年団登録については、引き続き  
単位団登録料の納入が必要です。

## スポーツ少年団指導者登録の考え方

前年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）の講習会を受講して合格した場合、翌年4月からスポーツ少年団の「指導者」として登録が可能です。

公認スタートコーチ（少年団）資格は、JSPO 公認資格として、10月1日より付与されますが、単位団へ登録する場合は指導者として4月からみなし登録をすることができます。

